

経済産業省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
27	B	地方に対する規制緩和	07_産業振興	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追加すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追加すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	【現行制度について】 店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。 【支障事例】 店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。 【支障の解決策】 大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。	当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。	大規模小売店舗立地法第6条第1項	経済産業省	長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会			札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、可児市、愛知県、豊橋市、浜松市、長野県、新潟県、岡山県、高知県、熊本県、宮崎県、延岡市	○大規模小売店舗立地法第6条における店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、店舗毎に変更後速やかに届出することとなっている。当県においては、近年、同法第5条第1項に基づく新設の届出が増加傾向にあり、変更があった場合には、今後さらに同法第6条に基づく変更の届出が増加するものと考えられるため、除外することにより行政の負担軽減に繋がると考えられる。 ○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項とされるが、届出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届出者にとっても、行政側にとっても、過度な事務の負担となっている。 ○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更についても、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗分について変更の届出を処理する必要がある。当県においても事務処理の負担が大きい。 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。 ○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。 ○複数店舗を展開する法人の代表者氏名の変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと考えられる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。	今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名(以下「代表者氏名」という。))は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。	今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担になっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することが可能であることから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても業務上支障はない。
86	B	地方に対する規制緩和	07_産業振興	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追加すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追加すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	【現行制度について】 店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。 【支障事例】 店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。 【支障の解決策】 大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。	当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。	大規模小売店舗立地法第6条第1項	経済産業省	宮城県、岩手県、山形県、石巻市、相模原市、三条市、長野県、新潟県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、静岡県、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、宮崎県、延岡市			札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、可児市、愛知県、豊橋市、浜松市、長野県、新潟県、岡山県、高知県、熊本県、宮崎県、延岡市	○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項とされるが、届出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届出者にとっても行政双方に過度な事務の負担となっている。 ○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更についても、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗分について変更の届出を処理する必要がある。当県においても事務処理の負担が大きい。 ○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。 ○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。 ○複数店舗を展開する法人の代表者氏名の変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと考えられる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。	今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名(以下「代表者氏名」という。))は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。	今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担になっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することが可能であることから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても業務上支障はない。

経済産業省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【青森県】大規模小売店舗立地法6条1項の法解釈によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することが可能である。また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。</p> <p>【小山市】「開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている」とあるが、具体的には、どのように代表者氏名を活用して確認するのか疑問が残る。法人名及び所在地を把握できているのであれば事足りると考えられる。</p> <p>【岡山東】確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特にないと考えられる。</p> <p>【熊本市】重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めるとについては理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。</p>	<p>【全国知事会】提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】提案団体の意見を十分尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>代表者氏名の情報が必要な場面があるとしても、届出事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、より効率的な情報把握の方法を検討し、法人代表者の氏名の変更の届出については廃止・見直しを検討すべきではないか。仮に変更の届出は必要であり、廃止が困難であったとしても、法人代表者の氏名の変更の場合にも、公告、縦覧、意見聴取等の他の事項の変更の場合と同じ手続を求めるのは、「周辺の地域の生活環境の保持」という法目的に照らしても過大であり、届出後の手続の見直しを行うべきではないか。都道府県等の実施や意向を確認し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</p>	<p>現在アンケートを実施中であり、その結果を踏まえ対応を検討。</p>	<p>5【経済産業省】(6)大規模小売店舗立地法(平10法91)(6)大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>「令和4年の地方からの提案等に対する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)」に基づき、廃止する方向で具体的な措置方法を検討中。</p>	<p>「令和4年の地方からの提案等に対する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)」において、「令和5年中に結論を得る」とされていることを踏まえ、今後、具体的な措置方法の検討と合わせて実施時期も検討。</p>	<p>廃止に向け、現在当該制度を活用するなどしており、廃止によって不利益を被る可能性が有る自治体等関係者との合意形成及び不利益を最小化するための方策を検討してきている。具体的には、法運用主体である地方自治体にヒアリングを行い廃止によって生じ得る具体的な課題を聞き取ることも、解決の方策について、他の法令における類似事例調査も含めて検討しているところ。今後、広く関係者の意見聴取をするためにパブリックコメントを実施予定であり、その準備も進んでいるところ。</p>	<p>大規模な自治体を中心にヒアリングを実施するとともに、法令面での対応方針を検討。7月を目途に商工会議所等との協議や、広く関係者の意見聴取を行うためのパブリックコメントを実施予定。令和5年中に結論を得て、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。</p>
<p>【青森県】大規模小売店舗立地法6条1項の法解釈によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することが可能である。また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。</p> <p>【岡山東】確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特にないと考えられる。</p> <p>【熊本市】重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めるとについては理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。</p>	<p>【全国知事会】提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>代表者氏名の情報が必要な場面があるとしても、届出事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、より効率的な情報把握の方法を検討し、法人代表者の氏名の変更の届出については廃止・見直しを検討すべきではないか。仮に変更の届出は必要であり、廃止が困難であったとしても、法人代表者の氏名の変更の場合にも、公告、縦覧、意見聴取等の他の事項の変更の場合と同じ手続を求めるのは、「周辺の地域の生活環境の保持」という法目的に照らしても過大であり、届出後の手続の見直しを行うべきではないか。都道府県等の実施や意向を確認し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</p>	<p>現在アンケートを実施中であり、その結果を踏まえ対応を検討。</p>	<p>5【経済産業省】(6)大規模小売店舗立地法(平10法91)(6)大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>「令和4年の地方からの提案等に対する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)」に基づき、廃止する方向で具体的な措置方法を検討中。</p>	<p>「令和4年の地方からの提案等に対する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)」において、「令和5年中に結論を得る」とされていることを踏まえ、今後、具体的な措置方法の検討と合わせて実施時期も検討。</p>	<p>廃止に向け、現在当該制度を活用するなどしており、廃止によって不利益を被る可能性が有る自治体等関係者との合意形成及び不利益を最小化するための方策を検討してきている。具体的には、法運用主体である地方自治体にヒアリングを行い廃止によって生じ得る具体的な課題を聞き取ることも、解決の方策について、他の法令における類似事例調査も含めて検討しているところ。今後、広く関係者の意見聴取をするためにパブリックコメントを実施予定であり、その準備も進んでいるところ。</p>	<p>大規模な自治体を中心にヒアリングを実施するとともに、法令面での対応方針を検討。7月を目途に商工会議所等との協議や、広く関係者の意見聴取を行うためのパブリックコメントを実施予定。令和5年中に結論を得て、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野														
230	B	地方に対する規制緩和	07_産業振興	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国から都道府県への権限移譲及びこれまでの制度改正により、都道府県事務の増加している。ついては、令和3年度に制度追加がなされた所在不明株主に関する会社法の特例をはじめとする、都道府県が行う認定や報告確認事務における必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことを求める。	【現行制度について】平成29年度に中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」という。)の事業承継税制及び金融支援の認定事務が国から都道府県に移譲された。平成30年度以降、事業承継税制制度が定次、拡充されるとともに、令和2年度には金融支援の制度拡大、令和3年度には所在不明株主に関する会社法の特例制度が新設された。【支障事例】上記制度改正に伴い、都道府県の認定事務等が大幅に増加しており、効率的な業務遂行に支障が生じている。下記に例として挙げている事業承継税制の認定や金融支援の認定に係る事務については、審査や書類不備による再提出依頼、再提出書類の審査等を総合して、1件あたり3～4時間の作業時間を要している。また、認定後の年次報告については、認定後5年間継続して提出されるため、認定件数の過年度累計が毎年提出されるため、事務量が年々増加している状況である。(例)事業承継税制の認定数:平成20～平成29年度 8件 平成30～令和3年度 58件 金融支援の認定数:平成20～平成29年度 0件 平成30～令和3年度 4件【制度改正の必要性】都道府県の認定事務が大幅に増加しているため、必要書類の削減や手続きの簡素化により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化を図る必要がある。【支障の解決策】事業承継税制、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例の3制度における、都道府県が行う認定や報告確認事務に係る必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことで支障が解決すると考える。	【制度改革の効果】認定及び報告時の必要書類の削減により、事業者にとって負担が軽減されるとともに、新設された所在不明株主に関する会社法の特例制度をはじめとする円滑化法に基づく制度がより活用しやすいものとなる。加えて、書類の削減により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化が図られる。	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条、第12条、第13条	経済産業省	福井県			宮城県、栃木県、山梨県、長野県、大阪府、岡山県、高知県、福岡県、宮崎県	○当団体の認定申請の件数は、拡充前の10年間で163件、基準緩和後の2年間で275件となっている。(平成30年度の84件に対して、平成31年度は191件、令和2年度は144件、令和3年度は225件と増加傾向である。)また、認定件数の増加により年次報告が急増し、令和4年度の年次報告の処理件数は450件を超える見込みである。特に贈与認定の年次報告は、事業者から税務署への提出期間が定められているため、一定の期間に報告が集中し、期限内に多くの事業を処理しなければならぬ。事業が増えることで税務署への提出の締切直前に確認書を交付することになり、事業者にとっても負担が大きい。○平成30年度～令和3年度における当県の事業承継税制の認定件数は53件。認定に係る事務作業に加え認定後5年間提出される年次報告の確認作業の業務負担は年々増加している。特に贈与税の猶予にあたっては、年次報告書の提出期限が6月(一部は7月)に設定されているため、当該月に確認作業が集中している。○事業承継税制の認定数 平成20年度～平成29年度:39件 平成30年度～令和3年度:97件○制度改正後から事業承継税制の認定数は、年間約30件で推移している。認定後5年間毎年行う年次報告は、法で規定されている報告期限の6～7月に約8割が集中し、令和6～12年度は年間約150件発生する見込みである。また、必要書類が多いこともあり、申請書類の不備が多々発生しており、再提出に係る事務処理に時間がかかることから、手続きの簡素化を求める。	これまでの簡素化の実績として、平成31年には贈与認定を受けた事業者において、先代経営者に相続が発生し切替確認が必要となった際、切替確認申請書のみで足りるものとして、臨時報告書を不要とする等の取組を進めてきた。さらに、令和4年9月1日施行予定の中企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の改正において、随時報告書の提出書類の簡素化を予定している。また、令和3年4月に事業承継税制に係る質疑応答集を作成・共有済みであり、今後上記の改正に伴う更新を予定する等、内容の充実にも努めている。このように、事務負担が増加していることについては真摯に受け止め、可能な限り負担軽減ができるように進めて来た次第であり、今後もご意見を踏まえながら検討を進めていく所存である。地方、現状の様式等も法令の要件充足を検証する上で最低限の記載事項としている認識があり、また資料の削減をする際は財務省等の関係者との調整も必要となるため、慎重に検討を進めたい。	いただいたご回答は、事業者における随時報告や随時報告の簡素化に触れているが、今回の提案の中に挙げている、認定・報告時の提出書類の大幅な削減にはつながっておらず、現在生じている都道府県の支障を解決する内容にはなっていないため、引き続き検討をお願いしたい。また、「令和3年4月に事業承継税制に係る質疑応答集を作成・共有済み」とのことであるが、申請者自身の理解不足による申請書類の不備が依然として多く散見されることから、まずは、申請者自身に制度を理解してもらうためにも、質疑応答集を申請者に対しても共有する仕組みを構築するなど、更なる改善が必要であると考えます。また、認定後の年次報告に係る書類のうち、報告書で特定資産等に係る明細書を省略する場合は、個別注記表、減価償却明細書、勘定科目内訳表などについては不要と思われ、見直しの余地があると考える。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		現状の様式や添付資料は、認定申請・継続に係る要件充足を検討する上で最小限のものとして認識しており、更なる資料の削減等は、財務省等との調整も必要となるため慎重に検討を進めたい。この点、可能な限り負担軽減ができるように見直しは行っていくため、引き続き不要と思われる資料についてはご指摘いただきたい。 なお、ご指摘の個別注記表、減価償却明細書、勘定内訳書等は、決算書と併せて会社の基礎情報として位置づけており、認定継続要件の充足に疑義があった際などに参照することは少なくない。そのため、現状では入手を省略することは想定していない。 また、質疑応答集は、あくまで行政機関内の内部処理のためのものであるため、公表する予定はない。他方で、租税回避行為に利用されないよう細心の注意を払いつつ、事業者の申請に対する理解醸成に向けた申請マニュアルの一層の充実化を実施したいと考えており、引き続きご担当者の負担軽減に向けた対応を進めてまいります。	5【経済産業省】 (8) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制及び金融支援に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。	事業承継税制及び金融支援に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担を軽減するため、事業者の申請手続等の理解に資するよう、中小企業者向けの申請マニュアルを改訂し、令和5年度中にホームページで周知する。	事業承継税制の申請マニュアルの改訂については、令和5年1月に実施済み。金融支援の申請マニュアルの改訂については、令和5年度中に実施予定。	事業承継税制の申請マニュアルの改訂については、令和5年1月に実施し、ホームページで公表した。また、都道府県担当者へ周知を行った。	金融支援の申請マニュアルの改訂については、関係各所との調整を進めながら、令和5年度中に実施予定。